

第599号
2018年5月18日

共同実施を断念させよう

東学



東京都学校事務職員労働組合
東京都新宿区高田馬場 3-14-14
03-3367-6783
東学Web <http://tougaku.net/>

ご都合主義の住居手当調査に異議あり！ ～住居手当は出さない、でも個人情報集める？～

都教委は毎年5月頃、文科省の求めに応じ、『義務教育費国庫負担金に係る現員現給調査』として住居手当の調査を行っている。義務制教職員の給与費は、全ての国民の教育の機会均等を保障する趣旨から法によってその1/3が義務教育費国庫負担金で手当てされており、定数配置基準、諸手当の支給基準など全て国基準に基づいて、各都道府県に交付されている。同調査はその負担金額算定のためのもの。ところが2012年度以降、住居手当について国基準(国庫負担交付基準)と都の制度の間にかい離が生じているため、調査に際して学校現場は不当な迷惑をこうむっている。

国基準では、年齢を問わず月額12,000円を超える家賃負担をしている職員に対し支給される。ところが2012年度、都・都教委は「都の独自判断だ」として、35歳未満で月額15000円を超える家賃負担をする職員にしか住居手当を支給しないという改悪を行った。それで浮いた国庫負担金は他に流用。以来、事務職員は調査に際し、35歳以上の職員に個別に、家族構成や世帯主か否か、借家か持家か、借家なら家賃はいくらか、などを聞かなくてはならなくなった。当の職員にしてみれば、もらってもいない住居手当に関して個人情報を収集されるいわれはないし、そんな仕事をやらされる事務職員にも迷惑な話だ。

事務職員定数についても都教委は「都の独自判断だ」として、標準定数法を無視して補正定数を廃止、共同実施地区では1校1名の基本定数までも削減するなど国基準を大幅に下回る配置しかしていない。その分の国庫負担金も他に流用している。

国基準を下回る「独自判断」で我々の給与や定数を削減し、国庫負担金を流用していながら、国基準(国庫負担交付基準)による調査で学校現場に迷惑をかけるのは納得できない。東学は4月27日、都教委に対し、下記の申し入れを行った。

不当な個人情報収集を行う現員現給調査について(申し入れ)

貴職は『義務教育費国庫負担金に係る現員現給調査』として住居手当の調査を行っているが、今年度も住居手当支給対象外教職員についても調査対象として学校を通じ住居の状況を調査するように地教委に求めている。

住居手当の支給対象を定めた貴職が、調査と称して住居手当支給対象外教職員に対しての不当な個人情報収集を学校に押しつけることははなはだ遺憾であり即刻中止すべきである。

また義務教育費国庫負担金について言えば、貴職は事務職員について標準定数法を無視し国基準を大幅に下回る配置しかしておらず、約500人の事務職員分国庫負担金を他へ流用している。東京都(教育委員会)として、独自判断を誇るのであればこの調査について国基準を口実に不当な個人情報収集を行うことは理解できない。

よって、今年度も改めて下記申し入れを行う。

貴職の誠意ある対応を期待する。

記

1. 「住居手当支給対象外教職員」に対して、住居の調査を行わないこと。

ど真ん中の憲法違反！「東京都迷惑防止条例」改悪

小池都政はこっそりとこんなことをやっていた。
警視庁提案による「東京都迷惑防止条例」改悪。

そもそも元の条例自体が制定時に恣意的運用の可能性を批判され、一度廃案になったという問題のあるものなのだが、今回の改悪ではさらに新たな規制の対象として、「みだりにうろつくこと」「電子メール(SNS含む)を送信すること」「監視していると告げること」「名誉を害する事項を告げること」「性的羞恥心を害する事項を告げること」を加え、罰則も強化。しかも「被害者」の告訴は必要なく、捜査当局の判断で逮捕・起訴が可能。

これでは具体性がないため「何でもあり」だ。捜査当局の腹ひとつで恣意的濫用がされ、正当な市民運動、住民運動、労働運動、取材活動も弾圧可能だ。例えば、国会前で首相を批判するデモや集会を行うことも、首相夫人をネット上で批判することも、労働組合がブラック企業の前で宣伝したり過労死への抗議でビラを配ることも、9条改悪反対署名を集めるために戸別訪問することも、ジャーナリストが取材対象の付近を調べることも、市民がオンブズマンなどの監視活動を行うことも。

こんな、ど真ん中の憲法違反(第21条 言論表現の活動、第28条 労働運動)、デモ封じ条例が全く報道もされていなかった。にもかかわらず、審議は3月19日警察消防委員会のたった1回だけ、22日には同委員会採決、29日本議会採決、7月1日施行。

委員会審議の数日前に知った市民がSNSで反対運動の呼びかけ発信。あっという間に拡散、連日の都議会前集会・要請書FAXなどの行動が急激に広がった。東学も呼びかけに応えて、諸行動に参加。

残念ながら改革案は29日の本会議で可決・成立してしまっただが、連日、各会派に届く大量の要請書に都議の間には動揺が見られ、ある会派は改悪案賛成の党議拘束までかけざるを得なかった。採決ではそれに従わず反対した議員も。

改悪案可決翌日の30日にも集会は開催され、呼びかけ人の市民は「改悪案が通った途端に都議会前が静かになってしまうのは本来おかしいから、今日も集会を呼びかけた」「小池知事に『強引にでも通してしまえば都民・国民は黙ってしまうものだ』とにもかくにも通してしまいさえすればこっちのものなんだ』などと思わせてはいけない」と言っていた。その通り。

知事室に向かって「こんなことでは黙らんぞ」「ものを申すぞ」コールをあげた。

今後はしぶとく廃止を求める運動が必要。当面、改悪条例をおいそれと適用できない空気を作ることが重要だ。

【Colum】

とりわけ年度末・年度初め、事務職員は多忙を通り越して、ほとんど綱渡りと言っていいくらいの忙しさに見舞われる。事務職員歴の長い私でさえ、無理無理、仕事を回している状況。新規採用者や他局からの転入者などでは「つぶれる」人が出ない方が不思議だ。でも、昔は「つぶれる」人など、まず聞いたことがなかった。なぜか。

要因はいろいろあるが、基本的には定数問題だ。義務制については、昔は都教委が標準定数法の補正定数基準を守っており、小中学校の相当数が

正規事務職員複数配置。新規採用者や他局からの転入者などはそこに配置するという配慮も可能だった。今でも普通に法を守るだけで、そうできるのに。

都立学校でも近年、就学支援金事務など業務量が格段に増加しているにもかかわらず、事務職員定数は削減され、現在では基本的に1校4名。しかも年齢構成もアンバランスで、半数もの学校で、経営企画室内人員の半数が採用後3年目以内の職員という状況。非常勤職員への置き換えも進んでいる。事務職員は疲弊しきっているのが現状だ。

〔加入のお申し込み・ご相談先〕

世田谷区立駒沢中学校・事務室 松永哲次 TEL03-3422-7402